

毎週火、金曜日発行(但休日当るときは翌日)
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

◇監査公告
昭和三十四年度にかかる自治研修所等の定期監査の結果公表

監 査 公 告

鳥取県監査公告第十号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第百九十条の規定に基づき、昭和三十四年度にかかる次の機関の定期監査を執行したので、その結果を次のとおり公表する。

昭和三十五年十一月一日

鳥取県監査委員 松 本 利 治
同 萩 原 治 郎
同 井 上 善 一

監 査 箇 所	戸 田 俊 巳	執行年月日
自治研修所	同	昭和三十五年五月三十一日
東部耕地事務所	同	六月自 至 九月十日
中部 "	同	自 六月八日 至 六月十日
西部 "	同	自 十月十三日 至 十月十五日
農業試験場	同	同
農業講習所	同	同
農産加工所	同	二十一日
県営大山放牧場	同	八月 十六日
智頭農林高等学校	同	七月 七日
鳥取西高等学校	同	同
境水産高等学校	同	同
法勝寺農業高等学校	同	同
岩美農業高等学校	同	同
鳥取ろう学校	同	同

鳥取盲学校 同 二十二日
鳥取工業高等学校 同

自治 研修所

監査委員 松 本 利 治
同 荻 原 治 郎

一 当所は県及び市町村職員の資質を向上し、事務能力の増進を図るため研修を行ない、所長ほか三名(ほかに臨職一名)で定員に対し一名欠員のまま運営していた。

二 研修施設の整備充実については、前回は指摘要望したところであるが、とくに、研修室及び図書室の新設

による演習計画の効率的実施と調査研究の便宜供与を図りたい。

三 本年度は三部、四部継続及び補充並びに移動研修に重点をおき実施していた。最近五ヶ年間の研修状況は次のとおりで町村の研修率が最も悪いが、さらにその内容を見ると研修率が一〇以下の町村が十九町村にも及んでいるので、これら町村職員並びに任命権者に対し勸奨啓蒙に努める必要がある。

なお、研修単位日数の延長、一回の参加人員の拡大及び研修課程の重複の回避に工夫を加え合理的、効率的実施に努められたい。

年度別 研修状況 調査

年度別	対象職員数	研修者数				研修率		
		市	町	村	計			
県職員	三、四六三	四六九	一、一六八	一、三七五	九五四	四、九六一	一・四三	
市職員	一、五二八	一八六	三五四	三八〇	五四七	五二四	一、九九一	一・三〇
町職員	一、五九〇	一四六	二二九	三二二	三三三	三四	一、六七八	一・〇五
計	九、五八一	八〇一	一、七五一	二、一〇三	一、九七四	二、〇〇一	八、六三〇	一・三一

四 当所の運営費は一、一八八千円で、うち人件費九四千円を除き市町村と折半で運営しているが、旅費、消耗品費、通信運搬費及び備品費は不足を告げ他の費目流用により執行していたので、予算積算とこれが執行の合理化を図ると共に、特に備品費(図書購入費)等の増額措置につき配慮の要がある。

五 経理その他事務処理についてはおおむね良好と認められた。

耕地事務所

昭和三十四年度にかかる東、中、西部耕地事務所の監査は、昨年九月の伊勢湾台風によつて未曾有の災害に直面し、殊に県下の農地及び農業施設は局地的に甚大な被害をうけ、その総額は十四億円を超え、これが早期復旧に全力を傾注し施工中であつたので、今回は特に災害復

旧工事に重点をおき、中でもつとも被害の多かつた東中部耕地事務所については、工事の適正執行とその促進に中間的現地監査をも実施してきた。

その結果、災害発生と同時に現地機関では機を失せず、管内相互の人事等調整を図つてその執行体制を整え、市町村関係機関を督励し、しかも短期日に用務を処理していたことは適切な措置であつたと認められる。

しかしながら、この災害復旧事業は国の財政措置等によつて結果的には初年度における進度は全体の二五%にとどまり、県が当初見込んだ計画量(全体の三〇%)より若干下廻つている状況である。

また、二年次以降に残されている甚大な残事業の早期復旧と、事業費の確保、その他地元負担財源の措置等、今後運営上当面するこれらの問題に思を致すとき、県並びに関係機関はこの事後処理につき、抜本的対策をたて国に対し強く要請し、今次災害の早期復旧に一層努力を

傾注されんことを要望する。

なお、復旧工事の適正施工と、指導監督については後述するように種々検討を要すべき事項が少くないので、今後の指導監督についてはさらに一層の努力を要すべきである。

次に事業の執行状況並びに各事務所の共通的事項は概ね次のとおりである。

一 耕地事業の執行状況

本年度執行した耕地事業は別表に示すとおりで、県営事業の一部を翌年度繰越したもののほか、概ね円滑に執行してきたものと考察されるが、今後の運営に当たっては民意、経済及び事業効果等、総合から合理的な計画に基き農業生産力増強の基盤となる土地の条件の整備、その他土地改良区の育成等につき、更に重点的に推進を図るよう特に考慮が必要である。

二 災害復旧事業について

三十四年発生 of 災害査定総額は十三億円余で、これが復旧については三ヶ年(初年度三、次年度五、三年

度二)で完遂を見込まれていたが、国の財政事情等もあつて県は初年度二五%の復旧進度を目途に三億五百万円予算措置されていたが、これに対し国の予算割当は二億五千八百万円(全体の二〇%)と、債務負担行為として認められた六千六百万円(五%)とによつて事業費の確保がなされている。さらに三十五年度分として五億五百万円を予算に計上され植付期までには全体の六五%、完遂目途に鋭意施行中であつたが一部には工事の進度その他現地の実情等からして予定通りの施工が無理と推測される地区があつたので、努めて植付不能地を生じしめないよう格別の努力を望む。

三 県営事業の推進について

県営事業の進捗状況は別表に示すとおり極めて低調である。殊に国の財政事情等によつて近年事業費割当が減少の傾向にあるので県は事業費確保につき更に一層配意し、早期完成に努力が必要である。

また、本年度は北条地区の畑地かんがい事業(末端

(分)は進捗度の悪いのと地元負担費の割高、その他生産効果面等から事業反対の声が高まり、施工中の事態を惹起したとき県営事業推進に当つて種々問題が残されているので、県は地元民意を充分考慮し、国に對て補助率の改訂並びに事業費の確保を強く要請し、地元負担の軽減と早期完成に格別の配意が望まれる。

四 工事の施工監督について

1 災害復旧工事は主として水路、頭首工等混凝土工事が多く、出来形表面が著しく平滑を欠き見苦しい粗面を露出しているもの、型枠の適正使用を欠いているものが多いのと、施工中のものでは基礎混凝土打に際し水替不十分のまま施工している箇所が多かつたことはもつとも留意すべきである。

2 水中及び寒期における混凝土施工に当つて流水防除その他凍結に対する予防措置に注意が足らなかつたものが見受けられた。

3 使用骨材は現地採取のものが多く、積石の不揃いなもの、砂利、砂の規格外のものを使用しているも

のが可成り見受けられた。使用材料の検定その他につき事業主体に対する指導が足りない。

4 セメントと骨材の現場配合及び練り合せが不十分で、中には容積配合すら実施していない箇所もあつた。混凝土施工についてはセメントと骨材との配合比に意を用い、入念に施工せしめるよう配意が必要である。

5 頭首工施工に当つて水替の關係上岸側あて施工しているが、本堤の継ぎ合せ工法に配意を欠いているものが多い。また、玉石の規格以外のものを投入し、しかも設計数量より多く使用している箇所も少くなかつた。

6 木橋工事については丸太材の皮はぎを入念にするよう注意し、並べ木についても良材を選ぶよう指導が必要である。また、並べ木は元口と末口の径差が著しく異つたものを使用しているものも見受けられた。

五 出来形と設計変更について

設計書と相違する出来形の場合は当然設計書、図面等は変更すべきであるが、一部の事務所でこの作業未了のままであつたことは適切でない。また、設計変更の原因として事前調査の不十分に起因するものと、今次災害は建設土木災害との関連等もあつて一部には已むを得ないと認められるものもあつたが周密な調査と施工業者の督励などにつき今一段の配慮が必要である。

なお、軽微変更等はそのままとして設計変更の処置をとつていない事務所があつたが正規の手續を経ておくことが必要である。

六 検査の厳正と事後確認について

今次災害工事に対する竣工検査は国に対する実績報告等の関係もあつて本庁職員の応援を得て年度末期一斉に実施し、工事そのものが年度内完了に多少の疑点を残すものであつても無理な検査を行ない、事後再確認の上検査復命書の作成にとりかかつていたが、この事後確認の善後措置に遺憾のものがあつた。

殊に、検査完了箇所であつても設計書に照し、出来形不足のもの或いは検査時手直し指示を受けながら措置されなかつたもの等が見受けられたので、確認検査は一層厳を要する。

また、設計外工事の施工等については工事費の負担区分、その他契約上明確を欠くものがあるのに、事務検査ではこの点に配意を欠き、形式的処理されているものがあつた。これらの事項は詳細に調査し検査復命書に注記し、明確にしておくことが必要である。なお、本課検査（事業費百万円以上のもの）による復命書の未着のものがあつたが、早期に送付し処理せしめるべきである。

七 内部執行体制について

現地機関の内部執行体制は既述したように概ね処置されていた。しかし、災害復旧事業は何れも国の補助事業であつて県は行政的監督の見地から事業主体に対し指導監督の責を負っているのであるが、施行主体においても技術担当職員に不足を告げ、その能力にも限

度があつて勢いその負担が県職員に重荷し行政指導の徹底が期せられない面が多く、このような実態は速やかに是正するよう関係団体にその措置を求め、指導の完璧を期すべきである。

なお、本庁主務課と現地機関との組織運営の合理化及び、相互連絡調整等については毎回強く指摘要望しているとおりであるが、未だ配意を欠き現地機関の能率に影響を及ぼしている面があるので、更に考究善処の要がある。

八 補助金交付と事務処理について

1 本年度災害割当事業費は二億五千八百余万円、これに対する補助金（高率補助）二億四百余万円を全額前金払として交付している。この補助率は事業費に対し七八・九％に当り、高率補助（九割）との差額三千五百余万円と、国庫債務負担分の事業費六千六百万円に対する補助金は何れも未交付となつていたので、県は速やかに交付でき得るよう措置が必要である。

また、これら災害補助金は市町村財政実態から早期に、しかも全額概算交付をうけられるよう国に対し要請が望まれる。

2 前記のとおり本年度交付された補助金は全額前払金として処理していたが、これに関連する交付申請書その他請求書、事業実績報告書等に添付する書類整備が不完全である。この書類は一件ごとにも簡所別に処理しているため、補助金交付申請から事業が完成しその実績報告書提出するまでには幾通かの書面作成がなされ、これが調製に事業主体は相当の労力を消費し、本来の現場施工監督にも事欠ぐ状態であつたので、補助事業に対する書類の簡素合理化と、事務能率につき更に検討考慮の要がある。

3 補助金交付は事業主体あてに一括総額を交付しているものと、簡所別に交付しているものがあつた。事務の簡素合理化の面からこの取扱いの統一を図ることが望ましい。

なお、補助金の交付申請決定、その他一連する事務手続きは前記のとおり箇所別であるので、これを地区別に改める方法等、交付事務の内容検討について考究の要がある。

九 地元負担財源の措置要請について

今次災害における地元負担金は国の高率補助の適用をうけたので軽減され、しかもこの財源は全額起債が認められたのであるが、三十五年度における国の起債許可方針によれば地方負担の五〇%が基準となつていするため今後の事業推進に直接影響を及ぼすことが危惧されるので、県としても本年度同様高率適用が受けられるよう善処が必要である。

一〇 その他事務処理について

- 1 工事の着手、完了届の徴されていないものが相当あつたので、事業主体を督促し履行せしむ要がある。
- 2 債務負担工事並びに施設工事等の補助申請、並びに指令、及び施設承認事務処理に円滑を欠いている。

ものが多い。

また、指令前着手工事は、あくは一層厳を要する。殊に着手後の計画審査は厳に戒意を要する。

- 3 大沢用水改良事業で三十三年度第二次工事完了後事務費は、てんのため本工費四八六、〇〇〇円を減額したことは前回指摘したが、この減額相当額を本年度第一次工事として随契により施工するのが本来であるにもかかわらずこの起工設計額は四七一、〇〇〇円でも当時の出来高をもとに処理していることは妥当でない。

- 4 各種工事(県営及び補助事業)に対する監督指導の実施記録は各所とも区々であり、未整備のものも多く見受けられたので、これら工事施工に伴なう監督及び指示事項等は公的に記録保管し、その経過を明確にする措置につき主務課は考究し善処すること有望まれる。

- 一一 出納計数は各所とも誤りのないことを認めたが、予算の適期令達に配慮を欠きその執行が年度末期に集

申し中には年度内執行に困難を極めていた事例も少くなかつたので、主務課は適期令達に配慮し計画的にしかも効率的に執行せしめるよう、是正配慮が必要である。また、一部には予算消化と目される物件購入等が見受けられたので、適正執行については更に慎重を期すべきである。

なお、次の点は各所共通的に指摘される事項である

昭和三十四年災害復旧事業執行状況

区 分	査定額	執行		行		計	比	右補助交付額
		三十四年度事業費	執行比	債務負担分	執行比			
農 地								
東 部	000,000,000	000,000,000	100%	000,000,000	100%	000,000,000	100%	000,000,000
中 部	000,000,000	000,000,000	100%	000,000,000	100%	000,000,000	100%	000,000,000
西 部	000,000,000	000,000,000	100%	000,000,000	100%	000,000,000	100%	000,000,000
計	000,000,000	000,000,000	100%	000,000,000	100%	000,000,000	100%	000,000,000
農 業 用 施 設								
東 部	000,000,000	000,000,000	100%	000,000,000	100%	000,000,000	100%	000,000,000
中 部	000,000,000	000,000,000	100%	000,000,000	100%	000,000,000	100%	000,000,000
西 部	000,000,000	000,000,000	100%	000,000,000	100%	000,000,000	100%	000,000,000
計	000,000,000	000,000,000	100%	000,000,000	100%	000,000,000	100%	000,000,000

- ので、これが処理については特に留意されたい。
- 1 事務的消耗品(主として感光紙等)の受払状況の明確化
 - 2 自動車用燃料の出納状況の常時は、握の徹底
 - 3 原材料検収状況(県営事業)はさらに適確に記録整備すること。

区 分	執行額	執行比	債務負担分		執行比	計	執行比	右補助交付額
			対全	対全				
農 業 用 施 設 (三二年災害)	東 部	100	100	100	100	100,000	100	5,000
	西 部	100	100	100	100	100,000	100	1,121,000
農 業 用 施 設 (三三年災害)	東 部	100	100	100	100	100,000	100	1,121,000
	西 部	100	100	100	100	100,000	100	1,121,000
災 害 関 連	東 部	100	100	100	100	100,000	100	1,121,000
	西 部	100	100	100	100	100,000	100	1,121,000
農 業 用 施 設	東 部	100	100	100	100	100,000	100	1,121,000
	西 部	100	100	100	100	100,000	100	1,121,000
災 害 関 連	東 部	100	100	100	100	100,000	100	1,121,000
	西 部	100	100	100	100	100,000	100	1,121,000
合 計	東 部	100	100	100	100	100,000	100	1,121,000
	西 部	100	100	100	100	100,000	100	1,121,000
そ の 他 監 督 費	東 部	100	100	100	100	100,000	100	1,121,000
	西 部	100	100	100	100	100,000	100	1,121,000

区 分	執行額	執行比	債務負担分		執行比	計	執行比	右補助交付額
			対全	対全				
農 業 用 施 設 (三一年災害)	東 部	100	100	100	100	100,000	100	5,000
	西 部	100	100	100	100	100,000	100	1,121,000
農 業 用 施 設	東 部	100	100	100	100	100,000	100	1,121,000
	西 部	100	100	100	100	100,000	100	1,121,000
災 害 関 連	東 部	100	100	100	100	100,000	100	1,121,000
	西 部	100	100	100	100	100,000	100	1,121,000
合 計	東 部	100	100	100	100	100,000	100	1,121,000
	西 部	100	100	100	100	100,000	100	1,121,000
そ の 他 監 督 費	東 部	100	100	100	100	100,000	100	1,121,000
	西 部	100	100	100	100	100,000	100	1,121,000

過年度災害復旧事業執行状況

県営事業執行状況

(単位 千円)

地区名	総事業費	実三三年度まで施額	実三四年度施額	総事業に 対する進 捗率	残三 五年度以 降事業	着手 年度
北条用水	一六三、五七	四三、一三	一五八、六五	二六・一	一四、五九	二八
大沢用水	一三三、七六	一六、四九	一五七、二七	二六・三	九、四九	三〇
橋津川	二九、九〇	九、七六	二〇、一四	一四・五	一〇、九三	三〇
小鴨川	三六、八〇	一一、九三	二四、八七	五七・七	六、九〇	三〇
北条畑かん	五、〇〇	(四、〇〇)	一、〇〇	七・三	五、〇〇	二七
計	二八三、八〇	一〇〇、五三	一八三、二七	一四・一	一五、〇〇	
湖山畑かん	六、九六	四、五五	二、四一	一〇〇・〇		二八
基本	七、四〇	(四、〇〇)	三、四〇	一〇〇・〇		
末端	二七、四六	(二、九六)	二四、五〇	一〇〇・〇		
計	一七〇、四六	(二、九六)	二四、五〇	一〇〇・〇		

注 1 総事業費は事務費を控除したものを計上した。

2 () は繰越分を示す。

昭和三十四年度団体営耕地事業実施状況

科目	地区数	事業費	補助金	摘	要
団体営かんがい排水事業	一三	五二	三五		
本	一三	六、四九	二、七六		
東	一〇	三、八〇	一、五〇		
中	一六	一三、七六	五、五三		
小	五	二四、五六	一〇、八九		
団体営耕地整備事業	八	六〇	一八		
本	一五	六、七四	一三、〇八		
東	一三	四、四三	八、一三		
中	五	六四、〇六	二〇、四八		
小	一	一、五〇	七〇		
西	九	九、七〇	三、五八		
老朽溜池保全事業					
西					
耕					
地盤変動対策事業					
東					
耕					
計					
合					
計					

三十四年度事業繰越 事業費二、〇〇〇千円が含む。

三十四年度事業繰越 補助金六〇〇千円が含む。

三十四年度事業繰越 事業費補助金 四四八千円が含む。

二四四千円が含む。

農業試験場

監査委員 松 本 利 治
同 荻 原 治 郎
同 井 上 善 一

一 現在職員は場長以下五一名(内一名休職)と日雇職員一〇名である。場長は目下視察のため渡米中であつて、その間本庁主務課長が場長事務取扱となつてゐる。この職員の配置状況は前年と同様東伯分場一三名、西伯分場六名(内一名休職)で、残り四二名が本場勤務であるが、このうち本場園芸科長は西伯分場兼務で、常時該場勤務である。その他内部の下部組織等は前年度と同様であるが、職員は結果的に事務系統職員一名と、賃金抑制のため日よ、職員八名が減となつてゐる。前記職員のうち研究職員の各科別配置状況は、一科当り三名乃至四名程度と、補助職員一、二名雇よう、しているが、本機関の全般から見て研究職員の不足が認められる。とくに園芸科のごとき一名では到底その目的達成には期待が望めない。また、国庫事業

による補助定数等から検討すれば、病害虫視察員の充実、その他従来から欠員中の東伯分場長の専任化等技術陣容の充実強化につき県は早急考慮すべきである。
二 本年度における試験研究項目は三十数項目に上り、このうち単独研究のものは僅か六項目で、大部分が国の委託及び補助事業であつて、この研究費は国庫分六、四七〇、〇〇〇円、県独自分四四〇、〇〇〇円(内生産収入一三七、〇〇〇円)である。これらの執行に当つては後述するように本場施設のほか県下各地に試験地を設定し運営してきているが、前記のように本機関の試験項目はすべて国のひも付きのものが多く、これらは直接、間接的に農家にひ、益するものであるけれども、県下農民の要望に応える施策は一層の積極的推進を要し、さらに、執行運営に当つては本県の特許性を充分考え無駄のない統一性をもつてしかも総合的に本機能を發揮せしめるよう、関係当局の善処が望まれる。
次に各科別の概況は概ね次のとおりである。

1 作物科

(1) 本年度における稲の原種配布状況は二、三八〇キログラムの計画配布のほか、希望配布一、八四四、六キログラムを配布し、品種改良を図るとともに種子更新に努めているが、監査時現在なお相当量の原種を保有(一、九九四、二キログラム)している実態にかんがみ、原種は、作付面積等につき再検討を加えるとともに希望配布の促進を図る等、効率的活用につき格別の配慮を要する。

なお、原種の生産から引継処分等に伴なう事務的処理につき検討を要するものがあつたので、考究善処されたい。

(2) 麦の原種配布は一、六一二キログラムの計画に対し一、四二五キログラム(うち、場生産のものが二一〇、五キログラム含む)を配布するほか六〇九、五キログラムの希望配布しているがこれか原種生産に当つては、場の排水不良のためその殆どを鳥取市美穂農業協同組合に対し委託契約(

作付面積一七〇アール)により二、二五八キログラム(このうち一、八二四、五キログラムを配布し残り四三四キログラムを生産者に返品)の原種を受託配布しているが、委託契約に基づく原種の計画配布並びに代金支払等に対する処理方式につき検討を要するものがあつたので、県はこれが適確なる運営方針を確立し遺漏なきを期すべきである。

(3) 主要農作物(水稻、麦)の原種決定試験(半額国庫負担)は前年度に引続き本場及び東伯分場で実施するほか、それぞれ一ヶ所の現地試験はに委託し、供試品種の地域適応性及び普及地帯の検討を実施しているが、さらに有望品種に対する品質改良試験等の促進を図るとともに、これら試験結果に基づく指導運営に当つては関係機関と緊密なる連携、のもとに末端普及の徹底につき格別の努力を望む。

2 園芸科

担当職員は科長以下二名であるが科長は西伯分場と兼務し、常時該分場に常駐している関係上実質的には一名が担当し、水田裏作そ菜の栽培試験並びに都市近郷そ菜の品種及び栽培法につき単県費一五〇、〇〇〇円と、そのほか砂丘畑のかんがいに関する研究も担当(単県一〇〇、〇〇〇円)しているが、いづれも研究項目は過重となり、試験研究すら集計できない状況である。特に、そ菜園芸は他に比し著しくたち遅れている憾がある。

3 病虫害科

(1) 本年度における病虫害発生予察事業は本場ほか五ヶ所に指定試験地(事業費は全額国庫負担)を始め県下に四五ヶ所の防除適期決定は、(い)もち病、二カメイ虫を主体とし、事業費は半額国庫負担)を設け病虫害の早期発見に努め関係者並びに防除機関に対し適期に情報提供し防除効果を挙げているが病虫害の発生予察の適確なるは、あくは極めて困難なる実状なれば、さらに関係機関と緊密なる

連け、いのもとにこれが早期発見と、適期防除策の末端普及につき格別の配慮を要する。

また、発生予察地区担当者八人のうち専任者は二人で、他は兼務者であるため業務運営に支障を来している実情につき、これが専任化につき人事当局の善処を望む。

(2) 本年度より五ヶ年計画(半額国庫負担で計画箇所総数一三〇ヶ所)をもつて主要畑作地帯における土壤線虫検診業務を実施しているが、国の補助額決定が遅れたため本年度は四ヶ所の検診で終わっている。これらは適確なる財源見透しを樹て計画検診の促進を図るとともに検診結果に基づく防除対策の確立につき一層の努力を要する。

4 土壤肥料科

本事業は前年度に引続き日野川沖積西部地区の四ヶ所(二、五〇〇ヘクタール)を対象とした土壤調査を始め、県下十ヶ所に標準試験地を設け、土壤断面における各種調査と併行し各農家の慣行施肥実態

調査を実施し、施肥適量の決定を行ない施肥改善の合理的指導指針の確立に努めているが、これら試験結果に基づき適切な施肥指導に当つてはさらに関係機関との緊密なる連け、いのもとに末端普及につき格別の努力を望む。

また、中海干拓に伴なう干拓地(崎津、外江地区)に対する各種の栽培試験を実施しているが、現地試験は三十三年度より継続実施し、三十五年度をもつて終了する予定であった。本年度においては適確なる試験結果を得るに至つていなかったが、干拓地に適応した試験結果の早期は、あく、これに基づき現地指導の徹底につき格段の配慮を要する。

5 低位生産科

本事業は主として低位生産地調査を始め土地改良跡地、その他開拓地及び、牧野土壤の諸調査のほか、本年度新に畑作振興作として地力保全基礎調査が加わり、何れも国の助成事業である。

(1) 低位生産地土壤調査は県下対象面積二、八〇〇

ヘクタールのうち、本年度末で一、八〇〇ヘクタール完了している。このうち本年度分は計画二〇〇ヘクタールに対し、四四〇ヘクタール実施していたが、この土壤調査結果が直接関係市町村の改良施策と関連があるので、この調査の進度と地元事業とのからみ合せ等につき充分考慮が必要である。

(2) 土地改良跡地調査は県下七地区を対象に用排水客土を主体に実施しその面積は五九二ヘクタールにおよんでいるが、調査地区が散在しているためその調査能率は余り良くない。

また、調査地区の選定その他緊要度等については耕地関係機関と充分連け、いをはかつて遺憾のないよう期されたい。

なお、この調査結果による対策助言等普及業務については特に本庁主務課の施策上、充分考慮されたい。

6 経営科

(1) 三十二年から四ヶ年計画で継続的試験に合つた畑作改善営農試験は県下弓浜地区に試験地を設定し、本年度も第三次計画によつて該地区の白葱を中心とする輪作営農と、地力培養作物の導入試験を行ない、この結果近郷農協団体その他地元指導者の認識と啓はつ、に資していた。三十五年度をもつてこの試験も一応完了の予定であつたがこれらの結果は中海干拓との関係も充分あると思われるので、関係当局はこの点考慮が望まれる。

(2) また、この事業と同様三十一年から継続的試験を続行した水田改善営農試験(試験地 北条町米里)は混田単作地帯における農業機械化の共同利用と裏作営農技術の導入に焦点をしばり、本年度をもつて完了していた。この結果試験対象農家(五戸)以外の該事業の滲透熱は旺盛で、普及率も向上し自立改善の方向に進んでいるようである。

なお、試験期間中貸与している県有機械の回収については早期に整理しておかれない。

(3) 前年度から着手した酪農飼料構造に関する研究は現地試験地(東伯町美好)を設け、引続き実施していた。

また、牧野土壤試験(国庫事業)のほか飼料作物栽培試験は畜産課所管の草地改良事業の一部を受託(事業費二〇五、〇〇〇円)し、大山集約酪農地帯の牧野改良方法と、飼料作物の栽培試験を続行し、可成りの成果を挙げていたが水田裏作(早期栽培跡地)の飼料作物の栽培、その他田、畑輪作等の試験研究は立ち遅れぎみであるので、この面への研究に一層努力を望む。

7 農機具科

(1) 前年度から着手した砂丘畑地における畜力作業体系確立に関する研究は事業費一五〇、〇〇〇円(全額国庫)で湖山砂丘地域の民有地二〇アールを借上げ、機具と畜力によつて労力節減による作物栽培作業の試験研究を続けているが、該地区の畑地かんがい事業の完成によつて更にかんがい利

用に関連した新しい栽培方法及びつなぎ作業の検討が必要である。

(2) 農機具利用改善に関する試験(単具事業費二〇、〇〇〇円)は、湿田地帯における機械耕作試験で本年度は本場ほ、場の一部を対象に実施されたが、結果は悪く失敗に終つていたので、更に栽培試験と一貫した研究に一層工夫されたい。

(3) 本年度(本庁主務課と共同研究)新に大型トラクターによる水田深耕試験に着手し、今後の農業経営のあり方に大きな変革をもたらし、県におい

ても三十五年度予算において機械購入の運びとなつていたがこの結果からみると種々技術的諸要素が多いようであるから更に綿密な総合試験に努力を望む。

8 肥料検査室

肥料の取締状況は依頼検査及び分析に追われ余り活発でない。不良肥料の流通防止につき一層努力の要がある。

なお、本年度施行した肥料検査、その他性分析点数等は次表のとおりである。

区分	三 三 年 度		三 四 年 度	
	件数	手数	件数	手数
肥料業者登録	三五件	一七、七五〇円	一五件	一二、五〇〇円
同更新登録	二	五〇〇	六六	三一、七五〇
分析	一一	六、七〇〇	一三	五、七五〇
計	三、九一ト	三〇五、一七五	四、〇九五ト	三〇七、一二五
		三三〇、一二五		三五七、一二五

9 東伯分場

本機関は国の指定試験地として麦品種改良及び病理育種試験を実施しこの要員八名(全額国庫負担)と、単県事業(中晩稻栽培試験)に要する県費職員一名のほか、病害虫発生予察員一名が駐在している。

また、分場長は依然として欠員中で本場場長の事務取扱いとなつてゐる。各種試験研究は毎年継続実施され適切に運営を図つてきてゐるが、前記国庫負担職員八名分の人件費(国の基準単価が低いため)不足分の一部(一一一、〇〇〇円)を毎年生産収入をもつて財源提供してゐるのと、単県費による維持管理費が予算計上されてゐないため、勢い研究費にし、わ寄せとなつてゐるので、適切な予算計上措置が

望まれる。

なお、前回指摘した収支経営計画その他については是正改善されたことは結構である。

10 西伯分場

分場長は農産加工所長の兼務であつて、専任職員は五名(内休職一)と本場園芸科長が勤務してゐる。試験研究内容は従来から主として加工用を、菜に関する研究と、特産を、菜に関する栽培試験を実施し、中でも加工用を、菜の品種改良と栽培試験の結果各種加工原料の契約栽培を普及し、相当の生産実績を挙げていた。(次表参照)
従来から指摘してゐる本機関の適地移転については重ねて検討を望む。

加工原料作物生産状況

(単位 トン)

品名	三三年度	三四年度	三五年度予定	同上栽培面積 (ヘクタール)
ト	一、〇八七、五	一、八七三、五	二、八五〇、〇	八〇

スイートコーン		三九三、八	七二二、五	一〇〇
イチゴ		一六八、八	三六三、八	一五〇
アスパラガス		九三、八	二九六、三	二〇
タケノコ	一七六、三	一五、〇	二六、四	九〇
梨		二六二、五	一八、八	
柑		一〇一、三	二六六、三	
マツシユルム	五二、五	五六、三	一四六、三	
芋		三、八	一二三、八	平方メートル 六、六〇〇
計	一、三一六、三	三、一二〇、三	四、八〇四、二	

三 本年度施行された施設整備は県費一、五七三、〇〇〇円をもつて本場の倉庫一棟新築と、土地四七三坪を購入整備するほか、懸案中の場長公舎建設は用地決定遅延のため、翌年度に繰越し整備してゐた。特に本場は、従来から指摘してゐるようにほとんどが民有地であつて、試験は場として適切な管理が困難であるので、借地は、場は逐次具有として取得し試験は、場と

して適切な土地改良を行なうことが急務である。もつとも三十五年予算においてこれが整備費五〇〇、〇〇〇円措置されているが、整備を要するは、場は既述したように民有地であるので、予算編成について検討の要がある。
四 農業試験場費(西伯分場含む)及び麦類指定試験費(東伯分場)を国庫事業と単独事業に区分し、その決

算見込は次のとおりであつて、これらの内容を検討してみると、県費充当見込額は四、九二一千元となつて

費充当額が増加するけれども、もともと予算編成上の県費充当額(五、〇九〇千元)からみると結果的には収支相償いなお五八、〇〇〇円程度の県費節減をはかつては

(単位 千円)

本場 国庫事業 単独事業	東伯分場 国庫事業 単独事業	西伯分場 国庫事業 単独事業	運営費 (整備費含む)	予算額		決算見込額		同上財源内訳		摘要
				国	補	国	補	生産収入	その他	
五、五〇四	一、四六六	七七九	二、八二六	五、五〇四	三、一六四	五、五〇四	三、一六四	九五	二、二二四	(宿日直料 水通施設 三八一)
五、一六四	一、三六六	一一〇	六五九	五、一六四	二、九七二	五、一六四	二、八六六	九五	二、四九五	
三、四〇〇	一、〇〇〇	七七九	二、八二六	三、四〇〇	一、〇〇〇	三、四〇〇	六〇〇	九五	二、五五七	
二、八二六	一、二二〇	一一〇	六五七	二、八二六	二、二〇〇	二、八二六	二、二〇〇	九五	二、〇六二	
				二、八二五	六五七	二、八二五	六五七	七六三	二、〇六二	分場運営費を含む 整備費 米費 その他 八四七 五〇七 二〇三

年度	本 科		生 計	実 科		生 計	研 究 生		合 計
	一 年	二 年		普 通	特 種		一 部	二 部	
三 三	一 五	一 五	三 〇	一 六	一 三	三 〇	九	一 八	九二
三 四	一 五	一 六	三 一	一 六	一 三	四 〇	九	一 八	九二
三 五	一 五	一 六	三 一	一 六	一 三	四 〇	九	一 八	九二
合 計	一 〇、五七五	一 〇、五三三	二 一、一〇八	四、四二二	一、二〇一	二 二、五三〇	四、〇四九	九二一	二 三、四五一

五 経理出納その他事務処理は適正に執行しているものと認められたが、前年度も指摘している如く、各科係、各分場を通じての事務処理につき、さらに合理化と効率的執行を図るべきものがあるので、留意検討すること

農業講習所
監査委員 松本利治
同 萩原治郎
同 井上善一

- 1 各種試験研究に伴なう生産物の収穫基礎は適確には、あく、すること。
- 2 原種完渡に伴なう代金の早期収納と受払事務の適正処理。
- 3 生産物の引継処分は明確に記録整備すること。

一 所長と庶務係長は農業試験場長と同庶務係長の兼務で実質的には次長以下四名が専任職員である。
次に現在の講習生の状況は次表のとおりで、その運営は概ね良好と認められた。
なお、昭和三十四年度本科課程修了生一六名のうち自営四名を除き他は就職していた。

注 そ菜実科の()は研究生である。

二 本年度講義内容を学科及び実習科目に分け分析してみると学科は、計画時間数に対し九四・五%、実習時間は一五・七%であつて、さらに、この実績を国の示す基準からみると学科は七九・三%、実習は八七・七%である。これを従来の割合からみると逐年実習軽減に努め基礎教養科目確保に配慮してきていることが認められる。またこのうち実験実習が計画に対し六五%で可成り低下しているが、各材料の取り揃へと講師の都合等によるもので、この面の確保については一層努力されたい。

三 本年度も部外講師手当(報償費二一、〇〇〇)に不足を生じ他費目から予算流用措置を講じていたが、部外講師の招へい、を必要とする年間時間数は二〇〇時間に対し、僅か八四時間(一時間二五〇円)の予算措置である。この補てんは欠講及び部内講師によつて賄われているので、前記教養学科の単位時間が低下する因にもなつている。

また、講師手当の増額考慮については他機関の監査の際にも言及しているとおり県は配慮を要し、さらにまた、教材施設設備等教養内容の充実についても特に考慮の要がある。

農産加工所

監査委員 松本利治
同 荻原治郎

一 現在職員は所長以下五名で前年度に引き続き食品加工利用と原料生産を併行研究を行ない、その結果は時機を失せず業界への普及指導と加工原料の計画生産の奨励促進に努め執行運営を図つていものと認められる。しかしながら毎言及しているように各種研究に要する経費の財源は依然として生産収入に依存する度合が高く、これが、確保に吸々としていること、さらには、研究職並びに施設設備等にも限度があつて内容的には可成りの無理がなされている。

また、本機関は創設以来農産加工と原料生産の研究

1 研究試作、収支状況

を併行し、主として農産物の缶詰工業を始めとして最近では食品冷凍、醸造工業に新しい生産方式を確立しているが、本県の食品工業実態からさらに、農、水、

畜、産物の総合的食品加工の研究機構の整備が必要と考えられるので、この点関係当局は慎重検討を望む。

二 事業の実績について

(単位 千円)

区分	計			実			施			計画対実績		
	生産費	収入	差引	生産費	収入	差引	生産費	収入	差引	収入	差引	
醸造	二四七	四七一	二二四	四三八	六八六	二四八	一九一	二一五				
澱粉加工	七〇	七三	三	三〇	四一	一一	四〇	三二				
びん缶詰	一五九	一七七	一八	三〇	三〇	〇	二九	一四七				
漬物	一六	一七	一	二	三	一	一四	一四				
なたね	二〇	二二	二	〇			二〇	二二				
共通薬品費	九六		九六	一〇四			八					
計	六〇八	七六〇	一五二	六〇四	七六〇	一五六	二					
一般共通費	六一二		六一二	六一二			六一二					
合 計	一一、二二〇	七六〇△	四六〇△	一一、二一六	七六〇△	四五六△	四					

以上のとおりであつて、当初策定された計画に対し菜種加工は、経済市況その他から中止し、びん缶

詰加工等は原料その他により加工適期を失したことに、収入確保の面から醸造加工(醬油)に主力を注

いだ関係で計画と実施が相当かけ離れている。

2 醸造加工(醤油)は前年度繰越モロミ、(醤油原料)

二一、五石(うち粕モロミ、一四石を含む)のほか、本年度仕込のもの二三、八石(ほかに七、五石は三十五年度繰越)計四五、三石(うち粕モロミ、一七石を含む)のモロミをもつて醸造加工を実施し醤油二六、三八七リットルを生産しているが、これが、原料仕込に伴なう基礎試験及び加工工程状況等の記録がなく、生産過程における実態は、あくが不可能であったが、醸造原料の受払及びモロミより製品化されるまでにおける歩留、欠量等から検討すれば、さらに基礎試験を始め生産過程に伴なう試作状況等の記録は適確に整備するとともに、加工業務の合理的かつ効率的運営につきなお一層の配慮が望まれる。

三 経理出納その他事務処理につき次の点留意検討されたい。

- 1 各種加工試作試験の実態は適確に記録整備すること。
- 2 製品の引継時期及び処分責任区分はさらに、明

確にすること。

3 生産物の払下処分に伴なう価格決定に当つては積算基礎をさらに、明確にしておくこと。

県営大山放牧場

監査委員	松本利治
同	萩原治郎
同	井上善一
同	戸田俊己

一 本年度入牧状況は、放牧期間中(六月中旬～十月下旬)に和牛三四、乳牛九、馬一三で監査当日は三七(和牛三五、乳牛二、馬一〇)を放牧管理していた。本機関の運営状況は従来、説しているように牧場用地そのものに種種制約をうけ、県営牧場としての真価を充分に発揮しがたい実情である。ことに現場機関では、入牧期に到れば啓蒙宣伝に終始し、入牧勧奨に努力されているけれどもその実績はここ数年振わず既に、各牧区のうちには使用中止されているところさえある。

現状をもつてしては放牧経営の意義さえ疑わしいので、県は牧場用地の高度利用とその経済性等に根本的再検討を加え適切な措置を講ずる必要がある。

二 場長は前回同様山陰酪農講習所長の兼務とし放牧期間中は季節的用人二名によつて運営されている。

なお、山陰酪農講習所との有機的結合に配意し、入牧期間中講習生の実地指導その他県有家畜の入牧流通等を行つていたことは結構である。

三 本年度牧場に投資された経費は、予算額五二四、〇〇〇円に対し、決算額は四二六、二〇五円であつて、これは主として牧場用地借上料(一九七、三七〇円)賃金(一三五、〇〇〇円)等であつて、反面入牧料は予算額一六〇、〇〇〇円に対し八〇、五二〇円で他は県費である。

この賃金のうちかんばく除去に要したものは僅か三五、〇〇〇円程度である。この経費の支途状況から見ても本牧場の経済性についてとくに検討が望まれる。

四 本牧場兼山陰酪農講習所に現在小型四輪車一台を配

し入牧家畜、その他粗飼料の運搬を行つているが、性能が低いのと取得当時中古車であつた関係上老朽化し能率が悪いので、この機動力の更新整備につき県の配意が必要である。

五 入牧関係事務処理のうち次の点留意検討されたい。

- 1 調定事務の促進を図ること。
- 2 入牧料免除のものものの処理。
- 3 管理状況(業務日誌)の記録は整備保存すること。

県立高等学校

今回昭和三十四年度にかかる県立高等学校及び盲ろう学校の定期監査を執行したのであるが、その結果各学校とも概ね円滑な運営がなされているものと認められた。

しかしながら教職員の不足、施設設備の不足不備、旅費、需要費等運営経費の少額等は依然として学校運営のあい路である。

教職員充実にについては臨時職員の定数繰入れ措置がなされ毎年増員について考りよが払われているがなお文部

省乙号基準の九一・三%である。また校舎等の整備については本年度は第三次四箇年計画の初年度として六千八百余万円、各種振興法による施設設備費その他三千二百余万円計一億余万円を投じて整備充実に努めているが各学校ともなお不十分な面が多く、かつ学校差があり、需要費、旅費等運営経費も必要額の半額にも達せず不足額はP・T・A等団体の援助を仰いでいる実情である。しかも一、二年後には高等学校入学志願者は急激に増加し勢い生徒増も予想される。ところで今後の学校運営は容易ならぬものがうかがわれるが、学校規模の適正化、設置課程の再検討、定時制の運営等当面した重要課題とも併せ慎重に検討を加え円滑かつ充実した教育運営がなされるよう関係当局の配意と努力を要望する。

なお、各校の共通的事項は概ね次のとおりである。

一 教職員の充実強化と所遇改善について

教職員については本年度一部臨時職員の定数繰入れ措置もして十五名の増員を見、三十五年度も二十名の増員があつて、文部省乙号基準の九三・二%を確保したが休職者を考り、よすれば九一・三%に過ぎず各校と

も相当の過重負担となつてゐる。少くとも文部省乙号基準程度確保について当局の配意を望む。

また、養護教諭は二十六校を通じて僅かに十名の配置に過ぎず、事務職員、実習助手も基準の半数にも充たず用務員の不足も見受けられる。生徒数の特に多いもの、或は女子を多くようする学校に対する養護教諭の専任化、大規模特定校に対する実習助手、用務員の増員についても考り、よの要がある。

なお、実習教諭制度の制定、時間講師手当の増額措置等職員の所遇改善についても配意されたい。

二 校舎その他施設設備の整備充実について

1 校舎その他施設設備の拡充整備については各校とも努力を払い逐年充実されつつあるがしかし新設校及び分校は概ね学校規模が小さく後援団体が弱少で裏付財源の地元確保に困難を来し、整備の進度が狭く学校差が縮まらない。整備計画と分校の在り方について考り、よの要がある。

2 産業教育振興法施行以来十年を経過し導入した施

設備のうちには更新を必要とするに至つたものが少くない。また折角多額の経費を投じて講入しながら設計様式に適切を欠いで利用効果を減殺しているもの、遊休の状態におかれていものも見受けられるので当初計画には一層慎重を期するとともに不適當設備の更新改善活用について速かに措置すべきである。

3 校舎等の建築工事施工に当つては国の認証、資金

等の関係もあり年度後半に着手されるものが多く施工適期を失し完成も遅れて年度内利用は勿論、新年度の教育運営にも支障を生じているものも見受けたので今後の建築に当つては早期に完工を図るよう当局は努力されたい。

三 需要費及び旅費の増額措置について

本年度県費需要経費支出額は千五百八十余万円前年度より四十余万円増加しているが、生徒一人当りは

八百一円(前年度七百九十七円)で依然として同額以上をP・T・A等団体の援助を受けている。

また、職員一人当り旅費は年額三千五百円で絶対額が少く諸会議、転勤等義務的支出を除けば職員の研究、研修、生活指導、ホームプロゼクト等に要する旅費にもこと欠き県費以上を団体に依存している実情にある。需要費、旅費の増額措置を講ずるとともに団体負担の軽減につき配意を望む。

四 過去三ヶ年間における進学ならびに就職の状況は次

表のとおりで進学志望者は年々増加の傾向にあるが進学率は前年に比し低下している。補習指導の強化と適正指導に今一層の配意を望む。

また、就職状況は経済界の好況も反映して本年度も完全就職に近い状態であるが就職後における追指導についても配意して就職対策に万全を期されたい。

一 進学状況

年度	卒業生数	進学者数	進学者数		合計	志願者に対する率	摘要
			大	短大			
昭和三十二年	五、二四五	一、二八三	五八	二四六	二、〇〇〇	三六・八%	
三十三年	五、九四一	一、三六八	六七	二五五	二、〇三三	二七・三%	
三十四年	五、六六五	一、五三三	六四	二二三	一、四一七	二四・二%	
			四三	二二	八六	一四・二%	
			六七	九三	一六〇	二六・八%	
			五七	六四	一二一	一七・三%	

二 就職状況

年度	就職希望者数		就職者数		就職率	
	男	女	男	女	男	女
昭和三十二年	一、四九九	八七四	一、四七七	八五五	九七・九	九七・八
三十三年	一、六九四	一、一八五	一、六九三	一、一五五	九九・九	九九・九
三十四年	一、六三三	九七六	一、六六一	九七七	九九・九	九九・九

五 特別会計の運営について

1 最近五箇年間に於ける特別会計の収支状況は次表のとおりで施設設備の充実と相俟つて年々実績は向上を見ているが、本制度が独立採算制であるため

教育効果の薄いものでも収入のあがるものについては反復実習し、比較的収入の伴はない試験研究的なことは見送る等実習運営の在り方に検討を要するものが有り特に新設校は実習規模が小さくこの傾向

が強い。実習施設設備の充実強化が先決課題ではあるが更に実習規模に応じた経営計画を樹立して教科との関連については特に留意し教育効果の昂揚に一層の配意を望む。

県立学校実習収支決算額調

年度	歳入	歳出	繰越額	設置校数	摘要
昭和三十年	一一、六八〇	一〇、六三五	一、〇四五	一〇	
三十一年	一四、八七二	一二、六七四	二、一九八	一〇	
三十二年	一七、六一五	一五、五八六	二、〇二九	一〇	
三十三年	一七、六三五	一六、三〇二	一、三三二	一〇	
三十四年	一七、九八一	一六、七三三	一、二四八	一〇	

2 畜産部門には各校とも力を注ぎ家畜飼養頭数も増加してなかには酪農を中心とした経営に重点をおく等相当の実績をあげているが飼料作物の自給体制を見ると各校とも不十分で勢い購入飼料に依然する度合が高く家畜飼養管理は勿論経済面から見ても改善

また地域社会並びに各種試験研究機関等も緊密に連携、いをとつて委託試験を実施する等常に研究的な態度で地域社会の模範となるべき実習運営を図るよう格別の努力を望む。

六 事務処理について

1 授業料の早期徴収整理については各校とも努力し

を要すべきものがある。ほ、場運営については更に総合的に検討を加え飼料園の確保に努めて自給度の向上を図る要がある。

ているが年度中途には相当額が滞納となつており、しかも徴収成績の悪い学校は毎年低調で向上のあとが見られない。また、徴収事務処理についても人員のはあく、諸帳簿の整理、徴収現金の取扱い等一層慎重かつ正確を期すべきものがあるので教務、庶務、会計各間緊密に連携、いし徴収方法についても更に工夫研究して早期徴収整理と厳正な事務処理に一層の配意を望む。

2 校舎建物の修繕等小規模管繕工事については予算令達を受けて各校で執行しているが設計、見積、契約、検収等一連の事務処理に適正を欠いているのが見受けられるので関係諸法規を研究し一層事務処理の適正を期する必要がある。

3 分校を擁する学校が外部団体等から受ける照復文書は広々にして一通の場合が多く本校で復写して分校あて配布しているがこれに相当の労力と時間を空費し、しかも事務がじゆう、滞する等人手不足の折柄大きなあ、路となつてている。

分校を含めた所要部数配布考り、よ、方について教育委員会当局からも外部団体に呼びかける等事務の簡素効率化を図る必要がある。

4 特別会計事務処理については現行会計諸規程が運営の実態に即せず複雑で形式的な事務処理に流れている面もあるので更に事務の簡素合理化につき研究改善の要がある。

また、生産部門と事務部門の連携、不十分のため生産物の引継、処分手続等に不明確のものがあり、また、肥料、飼料、加工原材料の購入事務手続が遅れて形式的検収となつているもの、購入後の受払も正確を欠いで諸帳簿並びに耕種設計等実施記録の数量と矛盾を生じていることは、各校とも共通の傾向にあるので各部門間は更に緊密に連携、い、をとつて適正かつ合理的な事務処理に努められたい。

なお、学校別の特記すべき事項は次のとおりである。(右以外の東伯実業高等学校ほか二十校は報告済み)

智頭農林高等学校

監査委員 松 本 利 治
同 萩 原 治 郎

一 本年度百二十六万円で被服室及び音楽室を新築したほか、百三十四万円で総合畜舎を完成し設備についても理振法の適用を受けて二十五万円で備品の充実を図つていたが本校は戦時中建築した間に合せの建物で理科室は実験室を併用し、林業施設とともに不備で教育に支障を生じている。また玄関横昇降口の改造、家庭科研修室、床土舎の必要にも迫られているのでこれら諸施設の早期整備充実を望む。

二 本校は県下で最もすぐれた林業地帯にあつて、しかも林業課程を有しながら学校所有の演習林がない。本年度地元部落の援助によつて分収造林五町歩を契約し三十五年度も引続いて交渉中であつたが本校の特種性からして演習林の確保については一層努力の要がある。

三 実習地はすべて借用地であるが水田の一部は河川改

修工事によつて公簿面積に照し相当減少しているので実面積をはあく、して適正な賃貸借契約を締結するよう重ねて要望する。

- 四 経理出納その他事務処理について次の点留意された。
- 1 飼料、肥料の受払は一層正確を期すること。
 - 2 生産収穫物品の価格評定伺のないものがあつた。
 - 3 耕種設計並びに実施記録が作成されていないものがあつた。
 - 4 県有財産台帳の整備をすること。

鳥取西高等学校

監査委員 松 本 利 治
同 萩 原 治 郎

一 本校は県下高等学校のうちでも最も歴史が古く、全日制普通科、家庭科のほか定時制(夜間)普通科、商業科を併置し更に通信教育部、幼稚園を置く総合高等学校として運営に努力している。

第二校舎は六十年を経過し老朽危険建物が多く全面的改築に迫られており三十五年度から三箇年計画で改築の計画であり校舎改築期成同盟会も結成し、地元負担金の確保について努力中であったが改築計画の促進につき関係当局の配慮を望む。

二 本年度をもつて鳥取商業高等学校は完全に移転したが、右移転によつて本校夜間部商業課程の設備が不足し教育に支障を生じているので早期に充実整備の要がある。

なお生徒数に比較して諸施設の不足が認められるが就中理科準備室の狭あい、科学及び家庭科諸設備の充実については引続き努力の要がある。

三 定時制生徒の中退の多いことはその環境事情からして或る程度已むを得ないとも思はれるが、これが防止のため家庭及び職場との連絡、懇談には更に一層努力を望む。

四 経理出納その他事務処理について次の点留意されたい。

- 1 通信教育入学料及び受講料並びに幼稚園授業料等の収入事務処理は一層適正を期すること。
- 2 物品購入にあたって見積書の不足しているものがあつた。
- 3 生徒の転退学等の事務処理は一層適切を期すること。

境水産高等学校

監査委員 松 本 利 治、
同 井 上 善 一、
同 戸 田 俊 己

一 本校の理科室は共同の実験室が一つしかなく、普通教室も不足して無線準備室、調理室を転用しており、また機関実習室は倉庫を併用する等教育に支障があるので早期に増築整備の要がある。

なお西便所及び小使室の改築、渡廊下の新設についても考りよ、されたい。
二 無線通信課程の設備については本年度産振法による

特別設備として百二十万円で無線通信機器を導入し若干充実を見たが無線従事者国家試験受験資格認定基準に比し遙かに低いので速かな充実の要がある。

また、機関コースの設備も漁業実習室(倉庫併用)内に二、三の廃用機関を置いている程度で極めて貧弱であるので独立した実習室の整備と内容設備の充実強化を図る要がある。

三 漁労実習教育に最も大きな役割をもつ実習船「わかとり号」は昭和二十九年の建造で更新の時期に来ており、しかも総屯数約三十一屯の小型船で漁労実習の際一航海に生徒三乃至四名程度が辛うじて乗船できる程度で実習教育上のあい、路となつてい。少くとも一航海生徒十名程度収容可能大型船の早期実現について当局の配慮を望む。

水産基礎実習のための操艇設備もないのでこれについても早期に整備の要がある。
また、指導教員の乗船手当の支給、船舶乗組員の被服貸与制度についても検討の要がある。

四 本校に機関課程を設置することについては地元並びに業界からの強い要望があり全国水産高等学校の大半が設置している実情からしてこれが設置促進につき当局の考究善処を重ねて要望する。

五 漁労実習は実習船「わかとり号」及び「こぼと号」による底引網漁業、刺網漁業その他校外における巾着実習等年間計画に基いて実施し本年度漁獲高は五千九百八十六箱、三百一万五千余円の収入をあげているが、漁獲物引継の基礎となる操業日誌が不備で引継の確認が困難でありかつ引継事務処理に不十分な面があつたので一層明確に整備すべきである。

製造工場の運営については国際缶詰株式会社と提携し、製品は一括同会社に販売をするほか実習教育に支障のない期間は同会社に施設を使用させているが、缶詰製造実習は漁獲の時期、原魚の仕入価格等に制約を受け特に会社との提携による運営に種々問題があつて教科指導面との調整について一層慎重考り、よすべきものがあるので教育効果の面に特に留意し合理的な運営

を期する要がある。

また、製造課程のみの収支状況を見ると当初四百二十万余円の生産収入を見込んだが原魚の不漁等によつて計画通りの生産を見ず収入実績は三百六十七万余円(うち施設使用料収入八万余円)これに対し支出額は三百七十万一千余円で差引三万一千余円の支出超過となつていた。

原材料の確保、生産コストの切り下げ、製品売却処分価格の評定等経営の経済性についても配慮し実習運営の万全を期する要がある。

六 経理出納その他事務処理について次の点留意された。

- 1 漁獲物収入事務にあつては寄附金等が収支相殺されてきたことは適当でない。
- 2 実習船用燃料及び氷の検収は一層厳格にし、受払についても正確を期すること。
- 3 重油の購入にあつては契約単価と購入単価が相違していた。

- 4 生産物の価格評定が不明確であつた。
- 5 使用料等収入事務処理が遅れていた。
- 6 修繕工事において相見積がないものがあつた。
- 7 工事施行手続については厳正を期すること。
- 8 授業料の早期徴収整理に努力すること。

法勝寺農業高等学校

監査委員 松本利治

同 井上善一

同 戸田俊己

一 本年度六百六十八万円(うち地元負担金五十万円)で体育館(百五十坪)を新築し、体育器具、綴張幕等内容設備も団体の援助で整備充実し多年の懸案事項が解決したことは結構である。

しかしながら本校は新設校であるため施設設備ともに不備不完全な点が多く特に理科室、同準備室、宿直室、用務員室が不足し実習施設についても総合畜舎、実習教室、牛乳低温処理室、同設備、温室の新設及び

加工室の拡張等数多くの案件が山積しており年次計画によつて逐次増改築整備の要がある。

なお、家庭科設備、視聴覚教育教材、職業指導のためのタイプライターの実用についても配慮されたい。

二 本校の校地は全般に狭い、特に運動場は体育館の新築によつて潰れ、現在中学校の運動場を共同使用している。本年度五十一万円(うち地元負担二十五万円)で運動場予定地として附近畑地四百九坪を購入し、引続いて三十五年度も拡張中であつたがこれが整備促進に格別の配慮を望む。

三 実習会計の収支状況は収入額六十七万九千余円、支出額七十四万七千余円で六万八千余円の赤字決算をしている。赤字の原因は実習費振興基金二十六万円を借り受けて小型四輪自動車を購入したためである。

実習運営にあつては耕種、園芸、畜産、加工の四部門に分けて運営しているが、実習規模の減少にもかかわらず各部門とも努力し前年度に比しても二十一万円増収し、特に畜産部門は牛乳の生産増等によつて著

しく伸長を示している。現在牛乳は高温処理しているが食品衛生の面からも早期に低温処理に切り替える要があり、また自給飼料も不足しているので飼料は、場の確保等自給体制についても一層配慮の要がある。

なお、実習計画については教育教科との関連に留意し進め、うのないよう格別の配慮を望む。

四 経理出納その他事務処理について次の点留意された。

- 1 耕種設計及び実施記録の作成されていないものがあつた。
- 2 原材料購入伺のないもの、支出年度に検討を要するものがあつた。
- 3 加工原材料、肥料の受払は一層明確を期すること。
- 4 消耗品交付簿の記帳整理は厳格を期すること。
- 5 現金領収したものは速かに現金庫に納入すること。
- 6 農業実習会計の調定収入事務処理は一層適正を期すること。

岩美農業高等学校

監査委員 松本利治
同 荻原治郎
同 井上善一

一 本校の施設設備は不備不完全な面が多く特に理科関係特別教室は準備室が一室しかなく、しかも普通教室に兼用しており理科教育上最も支障を来している。理科実験室、同準備室を早期に増築整備の要がある。

また、旧校舎は破損甚しく本年度も十九万余円で二階教室及び廊下の補修をしていたが一階床の修繕及び旧便所の改築についても配意の要がある。

二 本校の運動場は隣接岩美中学校の運動場の新設によつて排水が悪くなり地元町に折衝してかさ上整備の計画中であつたが、これが早期実現を望む。

三 実習地については本年度も水田一反余歩を確保して六反一畝余歩となり、また三十五年度から地元の援助で分収造林一町歩を契約しなお拡張につき計画中であつたが、畑地は僅かに一反一畝余歩しかなく果樹園も

皆無であるのでこれが確保についても今一層努力の要がある。

四 農業実習運営にあつては、水田、加工、そ菜、畜産等六部門に分けて運営し、収入決算額は四十五万余円で七万二千余円の黒字決算をしている。

本校は実習地も少なく施設設備も不十分で運営に並々ならぬものがあり畜産部門においても飼料対策にあり、路があつて僅かに中小家畜を飼養している程度で他校に比しても立遅れている感がある。

飼料園の確保については特に努力し乳牛を導入して酪農を取り入れた実習運営を図ることも教育効果をあげる一方法とも考えられるので更に総合的な経営計画につき検討を加え実習教育の強化を期するよう格別の配意を望む。

なお、加工部門の実習については運営の方法、事務処理等について検討を要する点も見受けられたので更に工夫研究して合理的な運営を図る要がある。

五 経理出納その他事務処理について次の点留意された

- い。
- 1 加工用原材料、飼料、肥料の受払は一層正確を期すること。
- 2 加工用燃料を原材料費で支出していることは適当でない。
- 3 特別会計歳入調定元帳は予算科目毎に整理すること。
- 4 動物出納事務処理は一層正確を期すること。
- 5 現金出納事務処理は厳正を期すること。

鳥取ろう学校
監査委員 松本利治
同 荻原治郎

一 本年度理振法の適用を受けて十万四千円で理科備品を購入したほか三十三万余円でワイヤレス補聴器、テープレコーダー、調理台等教材教具その他内容設備の充実に努めていた。
施設は普通教室及び理科、図工、律昌等特別教室が

不足し、職業教室も狭あい、不足を告げ内容設備も貧弱で特に表具科には専用教室がない。また、体育館、給食室、女子家庭寮、寄宿舎もなく教育運営に支障があるので年次計画により逐次整備の要がある。

なお施設設備の保全管理及び生徒の危険予防上から校庭の外柵整備についても配意を望む。

二 本年度五十周年記念事業の一環として入学勸奨に特に力を注ぎ関係機関と緊密な連携、いのもとに校長以下職員が県内各地に出向いて調査と勸奨に努めた結果、小学部一年生として学齢簿による正式入学者五名のほか学校の調査勸奨による入学者五名、計十名を入学させていたが、県下にはなお相当の未就学乃至不適正就学児のあることが予想される。この原因には斯教育に対する保護者の理解度並びに経済的な負担等があげられるが更に地教委の勸奨に対する熱意が薄いこと、指導が適切でないこと、PRが不足していること等があげられるので更にこれがい、路の打開を図つて生徒の確保に一層努力の要がある。

三 教職員の充実にについては「公立義務教育諸学校の学

級編成及び教職員定数の標準に関する法律」の施行によつて小中学部教職員の増員を見、また、長期にわたつていた表具科の教員は、三十五年四月補充を見たことは結構である。

しかし高等部教員が不足するため中高部兼務で教育運営にあたつており、また職業科には低賃金の実習補助が一名いるだけで実習手の配置がなく支障を生じているのでこれら教職員の充実強化につき配慮された

い。なお、本校の特殊性からして人事交流は望み薄く現在職員の研修を強化して資質の向上を図ることが緊要であり研修費の配当についても考り、よの要がある。

四 経理出納その他事務処理について次の点留意されたこと。
1 就学奨励費の支出にあつては一層適正を期すること。

鳥取 盲 学 校

監査委員 松 本 利 治
同 荻 原 治 郎
同 井 上 善 一

一 現在十四学級編成に対し普通教室が十教室で四教室不足し、また体育館及び家庭科教室、理科室等特別教室がなく教育に支障を生じている。寄宿舎は入居希望者が多く現在定員を超過して収容している実情につきこれら諸施設の早期整備を望む。

二 最近中途失明者で本校入学を希望する者が多く本年度も相当高齢者も含む五名を中途編入させているが高等部の教育上好ましくない教育運営に困難の面がうかがはれる。この際中途失明者のための別科を新設する等「理容師あん摩師法」改正ともならみ合せ対策に遣らう、ないよう当局の考究善処を望む。

三 職員の充実強化については、ろ、学校と同様「公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律」の施行もあつて本年度二名、三十五年度から

は更に四名増員となり相当充実強化を見たことは結構である。なお高等部教員が不足しているのでこれが充実強化につき配慮を望む。

また、監査当時あんま科教員が一名欠員中であつたがこれについても早期に補充されたい。

四 経理出納その他事務は概ね適正に処理されていたが、工事施行事務に適正を期するものがあつた。

鳥取工業高等学校

監査委員 松 本 利 治
同 荻 原 治 郎
同 井 上 善 一

一 本年度県費五十万円(うち半額地元負担)で玄関前道路向側の土地百三十一坪を購入し二十周年記念会館を新築していた。

施設設備については校内に建設委員会を置いて全面的改築計画について検討中であつたが、中校舎、講堂、電気実習室は危険度が高く、講堂は体育館を兼用して

狭あい、を告げている。また機械、金属化学課程には製図室がなく建築課程のものを共用しており、教育に支障を生じているのでこれら諸施設の早期増改築整備を望む。

なお、P・T・Aの協力で下足箱、塵あい、焼却場、自転車置場等を設置していたが校内の全面的排水設備並びに緑化等環境の美化についても配慮されたい。

二 産振法による設備の充実状況は電気課程五八%、機械課程四一%、金属化学課程二二%、建築課程五九%で、三十五年度三百六十万円で自動制御装置を設置する予定であつたが、文部省の企図する目標にはほど遠く、いずれも不完全である。また本年度理振法の助成を受けて二十五万八千円で理科設備の充実を図つたがなお、基準の一九・五%程度で貧弱である。これら諸設備の充実強化に一層努力の要がある。

なお、農業機械課程は本年度限りで廃止となつたがこれに伴つて不必要となつた備品については保管転換の措置を講ずる等整理されたい。

